

飲食を伴う利用者の皆様へ

飲食店等における会食などの場でクラスターが多く発生していることから、利用者の皆様一人一人が「自分の身を守る」ことを意識して行動することが重要とされています。

令和2年9月19日からの緩和策におきましても、内閣官房から食事を伴うイベント等は、当面の間、「大声での歓声・声援が想定されるもの」と同様に扱うものとされたことから、引き続き利用者人数の制限等が行われています。

つきましては、飲食を伴う総合自治会館利用に際しては、次の事項を必ず遵守していただきますようお願いいたします。

遵守していただけない場合は、施設利用を即刻中止とさせていただくことがありますので、御注意願います。

- ・**食事の時は、定員の50%以内としてください。**
- ・**向かい合わせの席の配置は行わず横並びとし、できるだけ2m(最低1m)の対人距離を確保して、人との接触を避けてください。**
- ・**食事は、大皿を避けて個々に提供するか、主催者側にて取り分けてください。**
- ・**利用者間のお酌、グラスやお猪口等の回し飲みは禁止とします。**
- ・**会場内では、大きな声をださず、おしゃべりも控えてください。**
- ・**会場内では、食事中以外は必ずマスクを着用してください。**
- ・**徹底して、手洗い・手指の消毒や食器、机、椅子等の消毒を実施し、必要となる消毒液等は主催者が準備してください。**
- ・**会場内の換気は、十分に行ってください。**
- ・**人と人が対面する場合は、アクリル板や透明ビニールカーテン等で遮蔽してください。**
- ・**参加者の名簿は開会前に必ず作成し、出席者の確認するとともに、体温チェックを併せて行ってください。**